

## (別紙5の2)

| 会派名   | 議員名 | 使途基準項目 | 支出対象         | 政務調査費支出額<br>(円) | 原告らの主張  |   |  | 被告補助参加人らの主張  |
|-------|-----|--------|--------------|-----------------|---------|---|--|--|
|       |     |        |              |                 | 容認額(円)  | 違法な支出額(円)   | 理由   |  |
| P1    | P13 | 資料購入費  | 新聞購読料        | 23,550          | 2,617   | 20,933  | 理由①  | 読売新聞の6か月分の購入費であり、国等の政策動向等の情報収集に活用している。                                 |
|       |     | 広報広聴費  | ガソリン代        | 65,284          | 14,508  | 50,776  | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である13万0569円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                             | 調査目的の移動に使用した自動車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。             |
|       |     |        | 通信費          | 86,213          | 19,159  | 67,054  | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である17万2427円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                             | 市民との意見交換等に使用した携帯電話等やインターネットの料金であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。    |
|       |     | その他の経費 | ファックスインク等購入費 | 11,545          | 1,283   | 10,262  | 使途基準に適合するのかわからず、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                       | 議会質問等で活用する資料等の作成に用いたファックスインクリボン等の購入代金であり、市政に関する調査研究活動に使用している。          |
|       |     | 合計     |              | 186,592         | 37,567  | 149,025   |  |  |
|       | P36 | 資料購入費  | 新聞購読料        | 52,596          | 5,844   | 46,752  | 議会にもあり、所属会派でも購入している日経新聞を重ねて購入する必要はないし、市政に関する調査研究活動に供される割合も9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。 | 政策提言等を行う目的での情報収集等に活用した日本経済新聞の1年分の購入費である。                               |
|       |     | 広報広聴費  | ガソリン代        | 9,073           | 2,017   | 7,056   | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である1万8146円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                              | 調査広報活動に使用した自動車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。              |
|       |     | 合計     |              | 61,669          | 7,861   | 53,808  |  |  |
|       | P14 | 資料購入費  | 雑誌購読料        | 88,200          | 56,700  | 31,500  | 「〇」の平成22年8月分～平成23年7月分の購読料であるが、購読の必要性を欠くし、その点においても、同年4月分以降の購読料に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。                     | 他市の政策情報等が掲載されており、政策の提言等に活用している自治体情報誌の年間購読料である。                         |
|       |     |        | 新聞購読料等       | 94,271          | 10,475  | 83,796  | 議会にある新聞を重ねて購入する必要はないし、市政に関する調査研究活動に供される割合も9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                 | 政策提言等のため、国や地方の動向を把握する目的で購読する新聞の購読料等である。                                |
|       |     | 資料作成費  | LANケーブル等購入費  | 2,410           | 268     | 2,142   | 使途基準に適合していない上、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                         | 市政に関する情報収集等に使用するパソコンのLANケーブル及びファックスインクの購入費であり、いずれも市政に関する調査研究活動に活用している。 |
|       |     | 合計     |              | 184,881         | 67,443  | 117,438   |  |  |
|       | P15 | 資料購入費  | 新聞購読料        | 34,500          | 3,834   | 30,666  | 議会にある新聞を重ねて購入する必要はないし、市政に関する調査研究活動に供される割合も9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                 | 議会質問のための情報収集に使用した読売新聞の購読料である。  |
|       |     | 資料作成費  | プリンターインク購入費  | 5,382           | 598     | 4,784   | 使途基準に適合するのかわからず、議員個人の私用に用いられるものであって、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。   | 議会質問関係資料等の作成に使用したプリンターのインクカートリッジ購入費であり、私的活動には一切使用していない。                |
|       |     | 広報広聴費  | 通信費          | 68,071          | 15,127  | 52,944  | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である13万6142円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                             | 市民との意見交換や情報収集に使用した携帯電話の電話代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。        |
| ガソリン代 |     |        | 35,873       | 7,972           | 27,901  | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である7万1747円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。 | 広報広聴活動を行う際に使用した自動車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。  |  |
| 合計    |     |        | 143,826      | 27,531          | 116,295 |   |  |  |

| 会派名 | 議員名 | 使途基準項目 | 支出対象        | 政務調査費支出額<br>(円) | 原告らの主張  |           |  | 被告補助参加人らの主張  |
|-----|-----|--------|-------------|-----------------|---------|-----------|--|--|
|     |     |        |             |                 | 容認額(円)  | 違法な支出額(円) | 理由   |  |
| P1  | P16 | 資料購入費  | 新聞購読料       | 47,100          | 5,234   | 41,866    | 理由①  | 政策提言等のための情報源として使用した新聞の購読料である。  |
|     |     | 資料作成費  | 市政報告印刷代等    | 23,160          | 3,860   | 19,300    | 「〇」は、再選挙活動用のものであり、必要性について立証もない。仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は6分の1程度であるから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。 | 議会報告「〇」の印刷費である。  |
|     |     | 広報広聴費  | 通信費         | 112,263         | 24,948  | 87,315    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である22万4526円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                               | 市民との意見交換等に使用した携帯電話等の使用料であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。           |
|     |     |        | ガソリン代       | 48,077          | 10,684  | 37,393    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である9万6155円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                                | 効率的に広報広聴活動を行うために使用した自動車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。     |
|     |     | 合計     |             | 230,600         | 44,726  | 185,874   |  |  |
|     | P31 | 資料購入費  | 新聞購読料       | 47,100          | 5,234   | 41,866    | 議会にある新聞を重ねて購入する必要はないし、市政に関する調査研究活動に供される割合も9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                   | 市政に関する調査研究のための情報源である新聞の購読料である。   |
|     |     |        | 雑誌購読料       | 55,000          | 13,750  | 41,250    | 平成23年1月分～同年12月分の購読料であるが、購読の必要性を欠くし、その点においても、同年4月以降の購読料に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。                              | 自治体の取組みを調査するための資料として用いている自治体情報誌の購読料である。                                |
|     |     | 広報広聴費  | 通信費         | 109,424         | 24,317  | 85,107    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である21万8849円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                               | 情報収集のために使用する電話の電話代やインターネットの通信料であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。    |
|     |     |        | ガソリン代       | 50,968          | 11,327  | 39,641    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である10万1936円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                               | 効率的な広報広聴活動を行うため、移動に使用した自動車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。  |
|     |     | 合計     |             | 262,492         | 54,628  | 207,864   |  |  |
|     | P17 | 資料購入費  | 新聞購読料       | 41,085          | 4,565   | 36,520    | 議会にある新聞を重ねて購入する必要はないし、市政に関する調査研究活動に供される割合も9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                   | 市政に関する調査研究のための情報源である新聞の購読料である。   |
|     |     | 資料作成費  | コピー機使用料等    | 30,128          | 3,348   | 26,780    | 理由①  | コピー機使用料、写真印刷費及び文具等の事務用品購入費であり、市政に関する調査研究活動に用いたものである。                   |
|     |     |        | デジタルカメラ等購入費 | 46,960          | -       | 46,960    | デジタルカメラは私用に用いられるものであるし、既に1台保有していたにもかかわらず、在任期間が残り2年に満たない時点で再度購入したものであるから政務調査費を支出することは許されない。                     | 1期4年につき1台の購入が認められているデジタルカメラやUSBメモリー等の購入費であり、視察等の市政に関する調査研究活動に用いたものである。 |
|     |     | 広報広聴費  | ガソリン代       | 50,903          | 11,312  | 39,591    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である10万1807円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                               | 広報広聴活動を効率的に行うなどするために使用した自動車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。 |
|     |     |        | 通信費         | 36,471          | 8,105   | 28,366    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である7万2943円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                                | 市民の市政に対する要望等を収集するために使用した電話等の通信費であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。   |
|     | 合計  |        | 205,547     | 27,330          | 178,217 |           |  |  |

| 会派名 | 議員名 | 使途基準項目 | 支出対象           | 政務調査費支出額<br>(円) | 原告らの主張  |           |  | 被告補助参加人らの主張  |
|-----|-----|--------|----------------|-----------------|---------|-----------|--|--|
|     |     |        |                |                 | 容認額(円)  | 違法な支出額(円) | 理由   |  |
| P2  | P18 | 資料作成費  | 写真プリント代        | 13,142          | 1,461   | 11,681    | 写真プリント代とされているが、高額に過ぎるし、どのような写真をプリントしたのかが不明であり、必要性も認められない。仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                         | デジタルカメラで記録した現地調査(茨木高校前の道路改良状況・サッポロビール跡地の状況等)の結果をプリントして資料化した際の費用である。                    |
|     |     |        | プリンターインク等購入費   | 18,442          | 2,050   | 16,392    | 理由①  | 市政に関する情報収集等に使用するファックスやプリンターに必要な消耗品の購入費である。   |
|     |     | 広報広聴費  | 市政報告郵送費        | 284,991         | 47,499  | 237,492   | 市政報告は議員の後援会活動に当たる上、茨木市内へ郵送する場合、郵便区内特別郵便の制度を利用して安く送付することができるから、80円切手を大量に購入する必要はない。その点においても、市政に関する調査研究活動に供される割合は6分の1程度であるから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。 | 市政報告や市政報告会の資料等を茨木市民に対して送付した際の郵送費である。   |
|     |     |        | 会場費等           | 4,036           | 449     | 3,587     | 市政報告会は議員の後援会活動に当たる。その点においても、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。   | 市政報告会を開催するに当たって支出した、会場使用料、放送機器使用料及びお茶代である。   |
|     |     |        | ガソリン代          | 34,841          | 7,743   | 27,098    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である6万9683円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。  | 効率的な調査活動のために使用した自動車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。                         |
|     |     |        | 通信費            | 51,527          | 11,451  | 40,076    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である10万3055円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。   | 市民から市政に関する情報を収集するなどの用途に使用する電話機の通信料であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。                |
|     | 合計  |        | 406,979        | 70,653          | 336,326 |           |  |  |
|     | P11 | 資料購入費  | 新聞購読料          | 48,213          | 5,357   | 42,856    | 議会にある新聞を重ねて購入する必要はないし、市政に関する調査研究活動に供される割合も9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。   | 市政に有用な情報を収集するために利用する新聞の購読料であり、全額について政務調査費を支出することができる。                                  |
|     |     | 資料作成費  | ○購入費           | 57,805          | 9,175   | 48,630    | 政務調査に○を使用する必要があるとはいえないし、その点においても、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である8万2579円)の9分の1を超えて政務調査費を支出することは許されない。   | 市政に有益な情報を保存したり、市民との対話時にインターネット情報を利用したりするために用いる○の購入費である。                                |
|     |     |        | スキャナー購入費       | 49,800          | 5,534   | 44,266    | 約5万円もするスキャナーを購入する必要はないし、その点においても、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、実費の9分の1を超えて政務調査費を支出することは許されない。  | 出張先等において、市政に有用な情報を保存する際に使用しているスキャナーの購入費である。  |
|     |     | 調査旅費   | 日当等            | 19,040          | 16,040  | 3,000     | 視察の必要性が認められないし、その点においても議員活動に日当は不要であるから、3000円の日当について政務調査費を支出することは違法である。   | 茨木市の府営住宅跡地の利用の参考とするため、岐阜市文化産業交流センターに出張して調査を行った際の諸費用であり、日当に政務調査費を支出することも本件内規に適合するものである。 |
|     |     | 合計     |                | 174,858         | 36,106  | 138,752   |  |  |
|     | P19 | 資料作成費  | ホームページ管理等に係る料金 | 292,950         | 48,825  | 244,125   | ホームページ上には市政に関する調査研究活動と評価できる情報は掲載されておらず、その点においても、市政に関する調査研究活動に供される割合は6分の1程度であるから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。   | 市政に関する提言等を掲載するホームページの管理・更新料や、市政報告を市民に郵送する際に使用する封筒印刷代である。                               |
|     |     | 広報広聴費  | 市政報告印刷等        | 333,985         | 55,665  | 278,320   | 市政に関する調査研究活動と評価できる情報は記載されていないし、その点においても、市政に関する調査研究活動に供される割合は6分の1程度であるから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。   | 市政に関する提言等を記載した市政報告の印刷代や郵送費である。   |
|     |     | 合計     |                | 626,935         | 104,490 | 522,445   |  |  |

| 会派名 | 議員名 | 使途基準項目 | 支出対象         | 政務調査費支出額<br>(円) | 原告らの主張  |           |   | 被告補助参加人らの主張  |
|-----|-----|--------|--------------|-----------------|---------|-----------|---|--|
|     |     |        |              |                 | 容認額(円)  | 違法な支出額(円) | 理由  |  |
| P2  | P12 | 事務所費   | 光熱費          | 120,000         | 31,714  | 88,286    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である28万5424円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。  | 自宅の一角を事務所として使用しているところ、本件内規に従い、1か月につき1万円の限度で、電気代や水道代等に政務調査費を支出したものである。  |
|     |     | 資料購入費  | 新聞購読料        | 45,300          | 5,034   | 40,266    | 自宅で購読している一般紙であり、市政に関する調査研究活動に供される割合も9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                                      | 市政にとって有用な情報を収集するために購読する新聞の購読料である。                                      |
|     |     | 資料作成費  | コピー用紙購入費     | 4,410           | 490     | 3,920     | 理由①   | 市政に関する情報収集や市政報告の作成等に使用するコピー用紙の購入費であり、全額について政務調査費を支出することができる。           |
|     |     |        | コピー用紙購入費     | 2,205           | -       | 2,205     | 平成23年3月4日に5000枚のコピー用紙を購入しているもので、年度末の駆け込み購入であるから、政務調査費を支出することは一切許されない。   | コピー用紙が不足したため、平成23年3月4日に購入したものであり、翌年度に、当年度と同様に市政報告の作成等に使用したことにより変わりはない。 |
|     |     | 広報広聴費  | ガソリン代        | 38,842          | 8,632   | 30,210    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である7万7685円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。   | 広報広聴活動に使用した自家用車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。             |
|     |     |        | 通信料          | 83,113          | 18,470  | 64,643    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である16万6226円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。  | 市民からの情報収集等に使用した電話等の料金であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。             |
|     |     | 合計     |              | 293,870         | 64,340  | 229,530   |   |  |
|     | P37 | 人件費    | アルバイト代       | 360,000         | 60,000  | 300,000   | 1年間通して雇用するアルバイトは、政務調査の補助作業を目的としたアルバイトとはいえ、その点においても、市政に関する調査研究活動に供される割合は6分の1程度に過ぎないから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。 | P37議員は補助参加をしていない。  |
|     |     | 事務所費   | 事務所賃借料       | 360,000         | 40,000  | 320,000   | 妻が代表取締役である会社に対して支払われた事務所賃借料であり、自宅に事務所を持つ場合と変わりなく、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。     |  |
|     |     | 広報広聴費  | ガソリン代        | 147,500         | 32,778  | 114,722   | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である29万5000円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。  |  |
|     |     | 合計     |              | 867,500         | 132,778 | 734,722   |   |  |
|     | P20 | 資料作成費  | 色ケント紙等購入費    | 27,940          | 3,105   | 24,835    | 理由①   | P20議員は補助参加をしていない。  |
|     |     | 資料作成費  | ホームページサーバー料金 | 49,350          | 8,225   | 41,125    | 理由②   |  |
|     |     | 事務所費   | 事務所賃借料       | 348,000         | 38,667  | 309,333   | 理由①   |  |
|     |     | 広報広聴費  | ガソリン代        | 4,866           | 1,082   | 3,784     | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である9733円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。   |  |
|     |     |        | 通信費          | 91,868          | 20,416  | 71,452    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である18万3736円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。  |  |
|     | 合計  |        | 522,024      | 71,495          | 450,529 |           |   |  |

| 会派名 | 議員名 | 使途基準項目  | 支出対象           | 政務調査費支出額<br>(円) | 原告らの主張  |           |  | 被告補助参加人らの主張   |
|-----|-----|---------|----------------|-----------------|---------|-----------|--|---|
|     |     |         |                |                 | 容認額(円)  | 違法な支出額(円) | 理由   |   |
| P3  | P7  | 研究研修費   | 日当等            | 49,100          | 28,100  | 21,000    | 議員活動全般に対して議員報酬が支給されていることからすれば、出張に際して日当及び宿泊費に政務調査費を支出することは許されない。  | P7議員は補助参加をしていない。  |
|     |     |         | 日当等            | 31,100          | 28,100  | 3,000     | 日当について政務調査費を支出することは許されない。  |   |
|     |     |         | 日当等            | 31,440          | 28,440  | 3,000     |  |   |
|     |     |         | 日当等            | 31,100          | 28,100  | 3,000     |  |   |
|     |     |         | 日当等            | 31,420          | 28,420  | 3,000     |  |   |
|     |     | 合計      | 174,160        | 141,160         | 33,000  |           |  |   |
|     | P21 | 資料作成費   | ファックスインク購入費    | 4,600           | 512     | 4,088     | 理由①  | 市政に関わる照会等の送受信に使用するファックスインクリボンの購入費である。                             |
|     |     | 資料購入費   | 図書購入費          | 3,390           | -       | 3,390     | 「〇」の購入費であるが、自己の資質向上を目的とする図書購入であるから、政務調査費を支出することは一切許されない。   | 政策法務に関する知識を得ることにより、市政に関する調査の実効性を高めることを目的とする図書の購入である。              |
|     |     |         | 新聞購読料          | 11,775          | 1,309   | 10,466    | 理由①  | 市政に有用な情報を収集するために利用する新聞の購読料である。                                    |
|     |     |         | 図書購入費          | 5,200           | -       | 5,200     | 「〇」等の購入費であるが、自己の資質向上を目的とする図書の購入費であるから、政務調査費を支出することは一切許されない。  | 議員として利用することができるツールに関する知識を得ることにより、政務調査の実効性を高めることを目的とする図書の購入費である。   |
|     |     | 事務所費    | 事務所賃借料         | 360,000         | 40,000  | 320,000   | 他人の事務所を間借りしているものであり、政務調査専用でもないから、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であり、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。  | 間借りなどではなく、建物の2階居室を政務調査用の事務所として正式に賃借しているものである。                     |
|     | 合計  | 384,965 | 41,821         | 343,144         |         |           |  |   |
|     | P22 | 資料作成費   | ホームページ管理等に係る料金 | 420,000         | 46,667  | 373,333   | 市民の声に応じて行った現地調査の結果等、市政に関する調査研究活動と評価できる情報の記載もあるが、ホームページの掲載情報すべてについてそのような評価ができるわけではなく、市政に関する調査研究活動と関連する割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。 | 市政に関する調査結果を掲載するとともに、市民の意見を収集するために利用するホームページのリニューアル費用及びデータ更新費用である。 |
|     |     | 合計      | 420,000        | 46,667          | 373,333 |           |  |   |
|     | P32 | 人件費     | アルバイト代         | 240,000         | 40,000  | 200,000   | 支払先の説明がなく、全てが市政に関する調査研究活動に関連するものとは考えられない。その点においても、市政に関する調査研究活動に供される割合は6分の1程度であるから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                                   | P32議員は補助参加をしていない。   |
|     |     | 事務所費    | 光熱費            | 120,000         | 43,594  | 76,406    | 実費(39万3516円)の9分の1を超えて政務調査費を支出することは許されない。   |   |
|     |     | 資料購入費   | 新聞購読料          | 9,600           | 1,067   | 8,533     | 理由①  |   |
|     |     | 広報広聴費   | ガソリン代          | 37,340          | 8,289   | 29,051    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である7万4680円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。  |   |
|     |     |         | 通信費            | 78,623          | 17,472  | 61,151    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である15万7247円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。   |   |
|     | 合計  | 485,563 | 110,422        | 375,141         |         |           |  |   |

| 会派名 | 議員名 | 使途基準項目 | 支出対象            | 政務調査費支出額<br>(円) | 原告らの主張 |           |   | 被告補助参加人らの主張   |
|-----|-----|--------|-----------------|-----------------|--------|-----------|---|---|
|     |     |        |                 |                 | 容認額(円) | 違法な支出額(円) | 理由  |   |
| P3  | P23 | 資料作成費  | プリンターインク<br>購入費 | 2,205           | 245    | 1,960     | 理由①   | 市政に関する情報の収集に使用するプリンターのインク代である。  |
|     |     | 資料購入費  | 新聞購読料           | 34,800          | 3,867  | 30,933    | 政務調査との関連性が明らかではないし、仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。    | 市政に関する情報の収集に利用する新聞の購読料である。  |
|     |     | 資料作成費  | コピー用紙購入費        | 796             | 89     | 707       | 理由①   | 市政に有用な情報のプリントアウト等を行う際に必要となるコピー用紙の購入費である。                                      |
|     |     |        | クリアホルダー購入費      | 294             | 33     | 261       | 理由①   | プリントアウトした市政に関する情報の整理用のクリアホルダーの購入費である。   |
|     |     |        | クリアファイル等購入費     | 1,930           | 215    | 1,715     | 理由①   | プリントアウトした市政に関する情報の整理用のクリアファイル等の購入費である。  |
|     |     |        | ファックスインク購入費     | 2,071           | 231    | 1,840     | 理由①   | 市政に有用な情報を送受信する際に利用するファックスインクリボンの購入費である。                                       |
|     |     |        | デジタルカメラ購入費      | 15,500          | 1,723  | 13,777    | デジタルカメラを必要とする理由が不明であり、仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。 | 茨木市内外で行う視察の結果を資料化するために購入したデジタルカメラの購入費である。                                     |
|     |     |        | プリンターインク購入費     | 5,350           | 595    | 4,755     | 理由①   | 市政に有用な情報収集に使用するプリンターのインク代である。   |
|     |     | 広報広聴費  | 通信費             | 70,911          | 15,758 | 55,153    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である14万1823円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                      | 市政に関する情報収集等に使用する電話機の使用料であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。                  |
|     |     |        | ガソリン代           | 11,198          | 2,489  | 8,709     | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である5万2396円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                       | 市政に関する調査活動を効率的に行うために使用する自家用車のガソリン代であり、本件内規の定める限度割合を下回る20%について政務調査費を支出したものである。 |
|     |     | 合計     |                 | 145,055         | 25,245 | 119,810   |   |   |

| 会派名 | 議員名 | 使途基準項目 | 支出対象       | 政務調査費支出額<br>(円) | 原告らの主張  |           |   | 被告補助参加人らの主張  |                   |
|-----|-----|--------|------------|-----------------|---------|-----------|---|--|-------------------|
|     |     |        |            |                 | 容認額(円)  | 違法な支出額(円) | 理由  |  |                   |
| P4  | P33 | 人件費    | アルバイト代     | 150,000         | 25,000  | 125,000   | アルバイトが行う仕事のうち、市政に関する調査研究活動に関するものは6分の1程度であるから、左記容認額(支出額の6分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                             | 市政に関する調査や資料整理を行うアルバイトのアルバイト代である。                                 |                   |
|     |     | 資料購入費  | 新聞購読料      | 113,581         | 12,621  | 100,960   | 新聞は、一般的知識教養を得るためのもので政務調査とは関係がない。仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。 | 市政に有用な情報を収集するために利用する新聞の購読料である。                                   |                   |
|     |     | 合計     |            | 263,581         | 37,621  | 225,960   |   |  |                   |
|     | P34 | 事務所費   | 事務所賃借料     | 360,000         | 40,000  | 320,000   | 議員事務所は議員の後援会活動等にも用いられるものであって、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。             | 政務調査用の事務所の賃借料であり、本件内規が定める限度額の範囲で政務調査費を支出したものである。                 |                   |
|     |     | 資料購入費  | 新聞購読料      | 34,800          | 3,867   | 30,933    | 〇は、政務調査とは関係がない。仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                  | 市政に関する情報収集に利用する新聞の購読料である。  |                   |
|     |     |        | 雑誌購入費      | 9,600           | 4,000   | 5,600     | 「〇」の平成20年11月分～平成23年10月分の購読料であるが、購読の必要性を欠くし、その点をおいても、同年4月分以降の購読料に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。                      | 地方自治に関する月刊誌の購読料であり、年度を超える部分に政務調査費を支出してはならないとする理由はない。             |                   |
|     |     |        | 雑誌購入費      | 7,200           | 1,800   | 5,400     | 「〇」の平成23年1月分～同年12月分の購読料であるが、購読の必要性を欠くし、その点をおいても、同年4月分以降の購読料に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。                          | 茨木市の福祉行政に役立つ月刊誌の購読料であり、年度を超える部分に政務調査費を支出してはならないとする理由はない。         |                   |
|     |     |        | 雑誌購入費      | 30,000          | 10,000  | 20,000    | 「〇」の平成22年12月分～平成23年11月分の購読料であるが、購読の必要性を欠くし、その点をおいても、同年4月分以降の購読料に平成22年度の政務調査費を支出することは許されない。                      | 茨木市の福祉行政に役立つ月刊誌の購読料であり、年度を超える部分に政務調査費を支出してはならないとする理由はない。         |                   |
|     |     | 広報広聴費  | 通信費        | 17,190          | 7,640   | 9,550     | 電話が設置された事務所は政務調査専用のもとはいえず、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である6万8760円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。       | 政務調査用事務所に設置した固定電話の使用料であり、本件内規の定める限度割合を下回る25%について政務調査費を支出したものである。 |                   |
|     |     | 合計     |            | 458,790         | 67,307  | 391,483   |   |  |                   |
|     | P24 | 資料購入費  | 新聞購読料      | 47,100          | 5,234   | 41,866    |   | 理由①  | P24議員は補助参加をしていない。 |
|     |     | 人件費    | アルバイト代     | 360,000         | 60,000  | 300,000   |   | 理由②  |                   |
|     |     | 資料作成費  | ラベルシール等購入費 | 7,740           | 860     | 6,880     |   | 理由①  |                   |
|     |     | 広報広聴費  | 市政報告郵送費    | 321,255         | 53,543  | 267,712   |   | 理由②  |                   |
|     |     |        | ガソリン代      | 64,971          | 14,438  | 50,533    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である12万9943円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                                |  |                   |
|     |     |        | 通信費        | 99,043          | 22,010  | 77,033    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である19万8087円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                                |  |                   |
|     | 合計  |        | 900,109    | 156,085         | 744,024 |           |   |  |                   |
|     | P38 | 人件費    | アルバイト代     | 360,000         | 60,000  | 300,000   |   | 理由②  | P38議員は補助参加をしていない。 |
|     |     | 事務所費   | 光熱費        | 120,000         | 51,321  | 68,679    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である46万1888円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                                |  |                   |
|     |     | 合計     |            | 480,000         | 111,321 | 368,679   |   |  |                   |

| 会派名   | 議員名 | 使途基準項目  | 支出対象               | 政務調査費支出額<br>(円) | 原告らの主張  |           |  | 被告補助参加人らの主張  |  |
|-------|-----|---------|--------------------|-----------------|---------|-----------|--|--|--|
|       |     |         |                    |                 | 容認額(円)  | 違法な支出額(円) | 理由   |  |  |
| P4    | P25 | 事務所費    | 事務所賃借料             | 360,000         | 40,000  | 320,000   | 政務調査専用の事務所とはいえ、市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。              | 政務調査用の事務所の賃借料であり、本件内規が定める限度で政務調査費を支出したものである。                             |  |
|       |     | 資料作成費   | プリンターインク購入費        | 6,840           | 760     | 6,080     | 理由①  | 市政に有用な情報をプリントアウトするのに利用するプリンターのインクカートリッジの購入費である。                          |  |
|       |     | 広報広聴費   | ガソリン代              | 73,711          | 16,381  | 57,330    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である14万7423円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                   | 市民との面談等を効率的に行うために使用した自家用車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。     |  |
|       |     |         | 通信費                | 14,239          | 3,165   | 11,074    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である2万8478円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                    | 政務調査用事務所に設置した固定電話の使用料であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。               |  |
|       |     | 合計      |                    | 454,790         | 60,306  | 394,484   |  |  |  |
|       | P26 | 資料購入費   | 新聞購読料等             | 8,890           | 988     | 7,902     | 理由①  | P26議員は補助参加をしていない。  |  |
|       |     | 資料作成費   | ノートパソコン等購入費、印刷機修理代 | 351,905         | 39,101  | 312,804   | 理由①  |  |  |
|       |     | 合計      |                    | 360,795         | 40,089  | 320,706   |  |  |  |
|       | P5  | P8      | 研究研修費              | 日当等             | 157,140 | 112,140   | 45,000   | 議員報酬と別個に日当を支払う必要はない。また、宿泊は必要がなく、宿泊費も高額に過ぎる。日当及び宿泊費に政務調査費を支出することは許されない。   | 茨木市の施策の参考とするために行った視察等に係る諸費用であり、日当や宿泊費に政務調査費を支出することも本件内規に適合するものである。 |
|       |     |         | 資料作成費              | ファックスインク購入費     | 2,380   | 265       | 2,115  | 理由①  | 市民からの意見要望の受信等に使用するファックスインクリボンの購入費である。                              |
| 資料購入費 |     |         | 雑誌購読料              | 22,000          | 1,834   | 20,166    | 「〇」の平成23年3月分～平成24年2月分の購読料であるが、購読の必要性を欠く、その点においても、平成23年4月分以降に政務調査費を支出することはできない。                     | 茨木市の福祉行政の参考となる雑誌の購読料であり、年度を超える部分に政務調査費を支出してはならないとする理由はない。                |  |
| 広報広聴費 |     |         | ガソリン代              | 63,985          | 14,219  | 49,766    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である12万7970円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                   | 調査活動等を効率的に行うなどの目的で使用した自家用車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。    |  |
|       |     |         | 駐車場代               | 14,900          | 1,656   | 13,244    | 政務調査との関連性が明らかではないし、仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。 | 調査活動等に自家用車を使用する際の駐車場代であり、本件内規に従い、政務調査費を支出したものである。                        |  |
|       |     |         | 通信費                | 154,124         | 34,250  | 119,874   | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である30万8248円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                   | 市民からの意見等を収集するのに利用するインターネットや携帯電話の使用料であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。 |  |
| 合計    |     | 414,529 | 164,364            | 250,165         |         |           |  |  |  |



| 会派名  | 議員名 | 使途基準項目  | 支出対象                        | 政務調査費支出額<br>(円) |         | 原告らの主張  |  |  | 被告補助参加人らの主張  |  |
|------|-----|---------|-----------------------------|-----------------|---------|---|--|--|--|--|
|      |     |         |                             |                 |         | 容認額(円)  | 違法な支出額(円)  | 理由   |  |  |
| P27  | P27 | 資料作成費   | 紙折り機購入費                     | 99,960          | 11,107  | 88,853  | 政務調査との関連性が明らかではないし、仮に市政に関する調査研究活動に供されるとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。 | 市政報告を作成するに当たり、紙を折る時間を短縮するために使用した機器の購入費である。                                       |  |  |
|      |     |         | プリンターインク購入費                 | 6,720           | 747     | 5,973   | 理由①  | 市政に有益な情報を印刷するためのプリンターインクの購入費である。   |  |  |
|      |     | 資料購入費   | 新聞購読料                       | 30,560          | 3,396   | 27,164  | 一般紙は、政務調査とは関係がない。仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。   | 市政に関する情報収集に利用する新聞の購読料である。  |  |  |
|      |     | 広報広聴費   | 通信費                         | 135,434         | 30,097  | 105,337   | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である27万0869円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                   | 市民との対話に使用する固定電話及び携帯電話の使用料であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。                   |  |  |
|      |     |         | ガソリン代                       | 27,015          | 6,004   | 21,011  | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である5万4030円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                    | 市民と会って対話するため、機動的に移動することを目的として使用する自家用車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。 |  |  |
|      |     | 合計      |                             | 299,689         | 51,351  | 248,338   |  |  |  |  |
|      | P5  | P5      | 調査旅費                        | 日当等             | 104,080 | 141,740   | 126,740  | 15,000   | 議員報酬と別個に日当を支払う必要はないから、日当について政務調査費を支出することは許されない。                                  | 茨木市の施策の参考とするために行った視察等に係る諸費用であり、日当に政務調査費を支出することも本件内規に適合するものである。                   |
|      |     |         | 研究研修費<br>(訴状別紙では調査旅費の項目に分類) | 日当等             | 37,660  |   |  |  | 議員報酬と別個に日当を支払う必要はないから、日当について政務調査費を支出することは許されない。                                  | 茨木市の施策の参考とするための研修会への参加に係る諸費用であり、日当に政務調査費を支出することも本件内規に適合するものである。                  |
|      |     | 資料作成費   | 印刷用紙等購入費                    | 18,572          | 2,064   | 16,508  | 市政報告は選挙活動に当たるし、その点においても、市政に関する調査研究活動に関連する割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。     | 市政報告作成に使用する用紙や、市政報告を送付する際に使用するラベル等の購入費である。                                       |  |  |
|      |     | P9      | P9                          | 広報広聴費           | 会場費等    | 4,600   | 512  | 4,088  | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。           | 公民館で開催した市政報告会の会場費、お茶代及びお菓子代である。お茶代(25本分)およびお菓子代については、品名・単価は明記されていないが、領収書を提出している。 |
|      |     |         |                             |                 | ガソリン代   | 50,830  | 11,296   | 39,534   | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である10万1660円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。 | 効率的に市民との面談や市政報告等を行う目的で使用した自家用車のガソリン代であり、本件内規に従って実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。        |
| 駐車場代 |     |         | 8,800                       | 978             | 7,822   | 政務調査と関係があるとはいえないし、仮に市政に関する調査研究活動に関連するとしても、その割合は9分の1程度であるから、左記容認額(支出額の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。 | 市政報告等の際に使用した自家用車の駐車場代である。  |  |  |  |
| 通信費  |     |         | 108,152                     | 24,034          | 84,118  | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である21万6304円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。                  | 市民との意見交換等に使用するインターネットや携帯電話の使用料であり、本件内規に従い実費を按分した額に政務調査費を支出したものである。                                 |  |  |  |
| 合計   |     | 417,366 | 179,736                     | 237,630         |         |   |  |  |  |  |

| 会派名 | 議員名 | 使途基準項目 | 支出対象         | 政務調査費支出額<br>(円) | 原告らの主張 |           |  | 被告補助参加人らの主張       |
|-----|-----|--------|--------------|-----------------|--------|-----------|--|-------------------|
|     |     |        |              |                 | 容認額(円) | 違法な支出額(円) | 理由   |                   |
| 無会派 | P28 | 資料作成費  | サーバー年間契約料    | 22,780          | 3,797  | 18,983    | 理由②  | P28議員は補助参加をしていない。 |
|     |     |        | プリンターインク等購入費 | 63,906          | 7,101  | 56,805    | 理由①  |                   |
|     |     | 資料購入費  | 新聞購入費等       | 52,560          | 5,840  | 46,720    | 理由①  |                   |
|     |     | 広報広聴費  | 市政報告郵送費      | 193,280         | 32,214 | 161,066   | 理由②  |                   |
|     |     |        | ガソリン代        | 6,210           | 1,380  | 4,830     | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である1万2420円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。  |                   |
|     |     |        | 通信費          | 82,305          | 18,291 | 64,014    | 市政に関する調査研究活動に供される割合は9分の1程度であるから、左記容認額(実費である16万4611円の9分の1)を超えて政務調査費を支出することは許されない。 |                   |
|     |     | 合計     |              | 421,041         | 68,623 | 352,418   |  |                   |